

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

和泉市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 上代地区

(1) 現況

本地域は、大野池を代表とする豊富な水資源を有し、これらを活かした稲作が盛んに行われている。近年は営農者の高齢化や後継者不足が課題となっているので、地域ぐるみで既存の農地や農業用施設などの農空間の維持を継続的に図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 一之井地区

(1) 現況

本地域は、二級河川槇尾川の豊富な水資源を有し、本市を代表する良好な田園景観を保有する地域であり、これらの環境を活かした野菜栽培が盛んに行われている。近年は農業経営を継続するための後継者不足が課題となっているので、地域ぐるみで現状の農空間の維持を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 観音寺地区

(1) 現況

本地域は、二級河川槇尾川の豊富な水資源を有し、本市を代表する良好な田園景観を保有する地域であり、これらの環境を活かした野菜栽培が盛んに行われている。近年は農業経営を継続するための後継者不足が課題となっているので、地域ぐるみで現状の農空間の維持を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 横山地区

(1) 現況

本地域は、泉州東部区域農用地総合整備事業の基盤整備により、適正品種の導入、マルチ栽培、特別栽培高品質果実の生産を基本に共同機械施設による省力化・低コスト化栽培体系の確立を促進している。しかしながら近年、営農者の高齢化や後継者不足が課題となっているので、地域ぐるみで農地及び農業用施設の維持保全活動を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 仏並地区

(1) 現況

本地域は、市営農村振興総合整備事業により造成された農業団地を利用して果樹栽培を中心とした畑作が盛んに行われている。しかしながら近年、営農者の高齢化や後継者不足が課題となっているので、地域ぐるみで農地及び農業用施設の維持保全活動を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 軽部池地区

(1) 現況

本地域は、豊富な貯水量を有する軽部池を水源とした稲作地帯となっている。裏作ではたまねぎなどの畑作も盛んに行われていて、集団的な農地を活かした省力的・効率的な生産を推進している。しかしながら近年、営農者の高齢化や後継者不足が課題となっているので、地域ぐるみで農地及び農業用施設の維持保全活動を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 黒鳥地区

(1) 現況

本地域は、鏡池、桜池を代表とする豊富な水資源を有し、これらを活かした稲作が盛んに行われている。近年は営農者の高齢化や後継者不足が課題となっているので、地域ぐるみで既存の農地や農業用施設などの農空間の維持を継続的に図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8. 泉財地区

(1) 現況

本地域は、二級河川槇尾川の豊富な水資源を有し、本市を代表する良好な田園景観を保有する地域であり、これらの環境を活かした野菜栽培が盛んに行われている。近年は農業経営を継続するための後継者不足が課題となっているので、地域ぐるみで現状の農空間の維持を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

9. 岡地区

(1) 現況

本地域は、排水性や通気性が良い傾斜地での果樹栽培や野菜栽培を中心とした畑作が盛んに行われている。しかしながら近年、営農者の高齢化や後継者不足が課題となっているので、地域ぐるみで農地及び農業用施設の維持保全活動を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	上代地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	一之井地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	観音寺地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	横山地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑤	仏並地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑥	軽部池地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑦	黒鳥地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑧	泉財地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑨	岡地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。